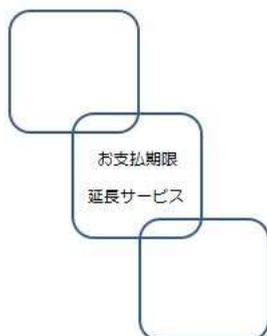


らくらくサポート新規枠登録申込書



貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「らくらくサポート」は御落札車両代金のお支払期限延長のサービスでございます。

只今お申込受付時の決算報告書及び確定申告書不要での受付審査致しております。

新規枠登録申込時の登録料・登録年会費は無料でございます。

この機会に、是非お申込お願いいたします。

つきましては大変お手数ではございますが、申込書に必要事項のご記入・ご捺印の上、HAA神戸会員課まで郵送をお願い致します。（FAXは不可です）会場に直接ご持参でも受付可能でございます。

お申込みお待ちしております。

詳しくは

HAA神戸会員課まで
お問い合わせください!!



株式会社 HAA神戸

〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町21番1号
TEL:078-326-5566

らくらくサポート新規枠登録申込書

新たに、らくらくサポートのご利用を希望される会場に○印をお付けください。

○	J A A	P O S 番 号					
---	-------	-----------	--	--	--	--	--

○	H A A 神 戸	P O S 番 号					
---	-----------	-----------	--	--	--	--	--

当社（私）は、裏面記載のらくらくサポート利用規程の条項に同意の上、上記会場へのらくらくサポートのサービスの適用を申し込みます。

申込日 平成 年 月 日

会 社 名	フリガナ	
		実印
住 所 (登記上の住所)	フリガナ	
	〒	
	TEL - - FAX - -	
代 表 者 様 名	フリガナ	
		個人実印
代 表 者 様 住 所	フリガナ	
	〒	
	TEL - - FAX - -	

※ お申し込みからサービス適用までに要する日数は会場により異なります。また、適用条件につきましては会場ごとに審査の上、それぞれ独自に設定させていただきますので、ご利用いただけない場合やご希望にそえない場合がございます。予めご了承ください。

(JAA/HAA神戸使用欄)

上記のらくらくサポートの申し込みに対し、次のとおり登録を完了しました。

J A A 会 場	ご利用限度額	万円
-----------	--------	----

平成 年 月 日
株式会社ジェイ・エー・エー

上記のらくらくサポートの申し込みに対し、次のとおり登録を完了しました。

H A A 神 戸 会 場	ご利用限度額	万円
---------------	--------	----

平成 年 月 日
株式会社 H A A 神 戸

第1条

らくらくサポートとは、株式会社ジェイ・エー・エー（以下「JAA」という）及び株式会社HAA神戸（以下「HAA神戸」という、JAAとHAA神戸を個別にまたは総称して「JAA等」という）の規定する落札規程に拘わらず、落札車輛の車輛代金、消費税、手数料等の債務（以下「本債務」という）の決済期限を、JAA等の定める期限まで延長できるサービス（以下「本サービス」という）をいいます。

本サービスは、所定の方法によりJAA等に申し込み、JAA等が登録を認めた会員（以下「らくらくサポート登録会員」という）のみが利用できるものとします。

(個々の申し込みの方法)

第2条

らくらくサポート登録会員は、落札した車輛のうち決済期限の延長を希望する車輛について、オークション終了後30分以内に所定の方法でJAA等に申し出るものとし、JAA等がそれを承諾した事により決済期限の延長がなされるものとします。

(決済期限及び再延長した場合の名義変更期限)

第3条

1. 本サービスを利用した車輛の決済期限は、開催日を含めて13週間または名義変更期限の4営業日前のいずれか早く到来する日までとします。
2. らくらくサポート登録会員は、名義変更期限の定められた車輛について、名義変更期限の4営業日前を越えて決済期限の延長（以下「決済期限の再延長」という）を希望する時は、所定の方法でJAA等に申し込みを行い、JAA等が認めた場合に開催日を含めて13週間まで再延長できるものとします。決済期限の再延長に伴い、一旦JAA等を所有者とする名義変更を行うものとします。
3. 決済期限の再延長をした場合の名義変更期限は、開催日を含めて15週間後までとします。
4. 前項の期限を超過したことにより、譲渡書類の有効期限を失効し、譲渡書類の差替え等が発生した場合は、JAA等のオークション規約に定めるペナルティをJAA等に支払うものとします。

(利用限度額)

第4条

本サービスの利用限度額は、らくらくサポート登録会員毎にJAA等が定めた極度額を上限とします。

(手数料)

第5条

らくらくサポート登録会員は、別表に定める本サービスに関する決済期限延長手数料（以下「らくらくサポート手数料」という）、事務取扱手数料及び決済期限の再延長に伴う名義変更手数料（以下併せて「本手数料」という）をJAA等に支払うものとします。

(譲渡書類の扱い)

第6条

らくらくサポート登録会員は、JAA等への本債務の支払いが完了するまで、当該車輛の譲渡書類の交付をJAA等に請求できないものとします。

(期限前決済及び譲渡書類の発送)

第7条

らくらくサポート登録会員は、決済期限が未到来の期間内であっても、車輛単位でJAA等に本債務の支払いを行うことにより、当該車輛の譲渡書類の発送を請求する事ができるものとします。但し、JAA等への支払いが1件でも決済期限を超過している場合は、本債務の支払いが完了した車輛を含めて全ての車輛の譲渡書類の交付をJAA等に請求できないものとします。JAA等はらくらくサポート登録会員よりの支払いの完了及び決済期限超過の無いことを確認後、当該車輛の譲渡書類を速やかに発送するものとします。

(報告義務)

第8条

らくらくサポート登録会員は、JAA等から要求があった場合、その事業の状況を説明し、JAA等が指定する書類を提出するものとします。

(期限の利益喪失等)

第9条

1. らくらくサポート登録会員は次の各号の事由が一つでも生じた場合には、JAA等から通知催告等が無くてもJAA等に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納、その他滞納処分を受け又はこれらの申立、処分、通知を受くべき事由を生じたとき
 - (2) 支払停止の状態に陥り又は破産、会社整理、特別清算、会社更生、民事再生の手続き申立を受け若しくはこれらの申立をしたとき
 - (3) 合併によらず解散したとき
 - (4) JAA等の会員としての資格を失ったとき
 - (5) 提携オークション等の契約解除に伴い参加資格を失ったとき
2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、JAA等の請求によってJAA等に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - (1) 本債務の履行を怠り又は本契約若しくはJAA等との他の取引約定に違反したとき
 - (2) JAA等の規定する市場参加契約上の義務に違反し、その違反の程度が重大な違反になるとき
 - (3) その他信用状態が著しく悪化したときなど、JAA等が与信上、必要と判断したとき
 - (4) 前項各号の一に準ずる事由があったとき

(遅延損害金)

第10条

らくらくサポート登録会員は、本債務の決済期限を超過したときは、本債務に対して日歩5銭の割合による遅延損害金をJAA等に支払うものとします。また遅延発生時には別記、遅延損害事務手数料を支払うものとします。

(本サービスの有効期限)

第11条

本サービスの有効期限は、JAA等がらくらくサポート登録会員として登録を認めた日より6ヶ月間とし、JAA等が不適格と判断した場合を除き自動更新するものとします。なお、当該期間内に本サービスの利用実績が無い場合は、原則として継続を認めないものとします。

(合意管轄裁判所)

第12条

本サービスに関連する裁判の管轄は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

(利用規程の変更)

第13条

JAA等は、本サービスの利用規程の変更について、書面による通知または会場内等への掲示を行うことにより、その内容を変更できるものとします。

以上

別表

①らくらくサポート手数料

	落札金額（消費税別）	2週まで	3週目～13週目
A	50万円未満	2,000円	1,000円/週
B	50万円～100万円未満	4,000円	2,000円/週
C	100万円～150万円未満	6,000円	3,000円/週
D	150万円～200万円未満	8,000円	4,000円/週

E	200万円以上	4,000円	2,000円/週
	100万円増す毎にDに加算		

1. 消費税を別途申し受けます。
2. らくらくサポート手数料の利用落札価格帯は落札料、自動車税預り金、消費税等を一切含まず、車輛の落札価格のみで決定します。
3. クレーム等により落札価格が変更された場合でも、らくらくサポート手数料は変更いたしません。

②事務取扱手数料

1. 個々の申し込みを行う利用オークション1開催毎500円（消費税別途）を申し受けます。
2. 本債務の支払いを怠った場合、申込車輛毎に遅延損害事務手数料として2,000円（消費税別途）を申し受けます。

③決済期限の再延長に伴う名義変更手数料

第3条第2項に定める決済期限の再延長を申し込む車輛毎に、別途定める名義変更手数料を申し受けます。